

緊急地震速報の技術的な改善（IPF法）等について

気象庁では、緊急地震速報について下記の技術的な改善を行い、12月14日14時に運用を開始します。

引き続き、緊急地震速報の技術的改善を図ってまいります。

記

1. 同時に複数の地震が発生した場合の緊急地震速報の技術的な改善について －IPF法の運用開始－（別紙1）
2. 平成28年8月1日に発生した緊急地震速報（予報）の誤情報の発表への技術的対処の適用について（別紙2）

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞
気象庁地震火山部地震津波監視課
03-3212-8341（内線4559、4544）